

中頓別町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (16年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)
						15年度の人件費率
16年度	人 2,333	千円 4,546,687	千円 29,384	千円 822,998	% 18.1	% 16.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
17年度	95人	千円 391,073	千円 45,696	千円 99,232	千円 536,001	千円 5,642

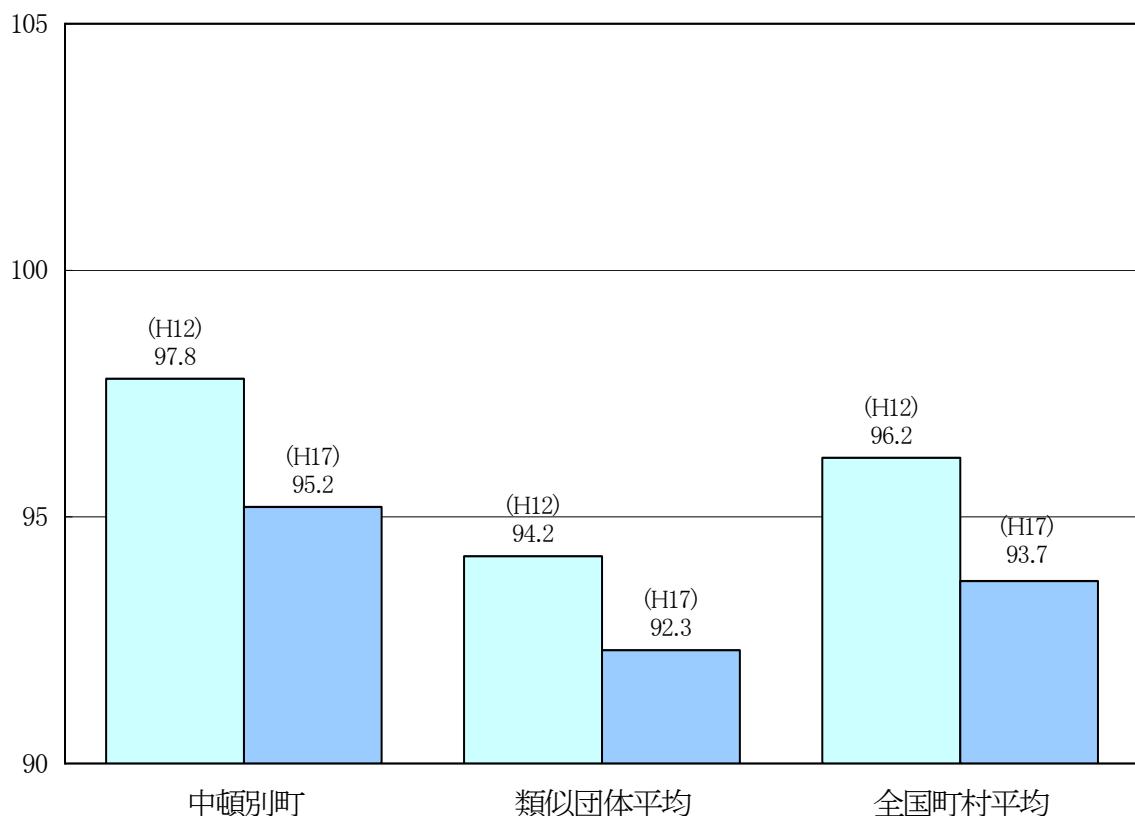
(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 給与費は当初予算に計上された額である。

(3) 特記事項

なし

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（17年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
中頓別	45.9歳	366,700円	452,200円
			407,400円
国	40.3歳	329,728円	382,092円
類似 団体	42.4歳	326,370円	367,863円
			361,019円

②技能労務職

なし

(注) 1 「平均給料月額」とは、17年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものである。このうち、上段はこれら全ての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、下段は国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（17年4月1日現在）

区分	中頓別町		国		
	初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料	
一般行政職	大学卒	170,700円	184,400円	170,700円	184,400円
	高校卒	138,800円	148,500円	138,800円	148,500円
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（17年4月1日現在）

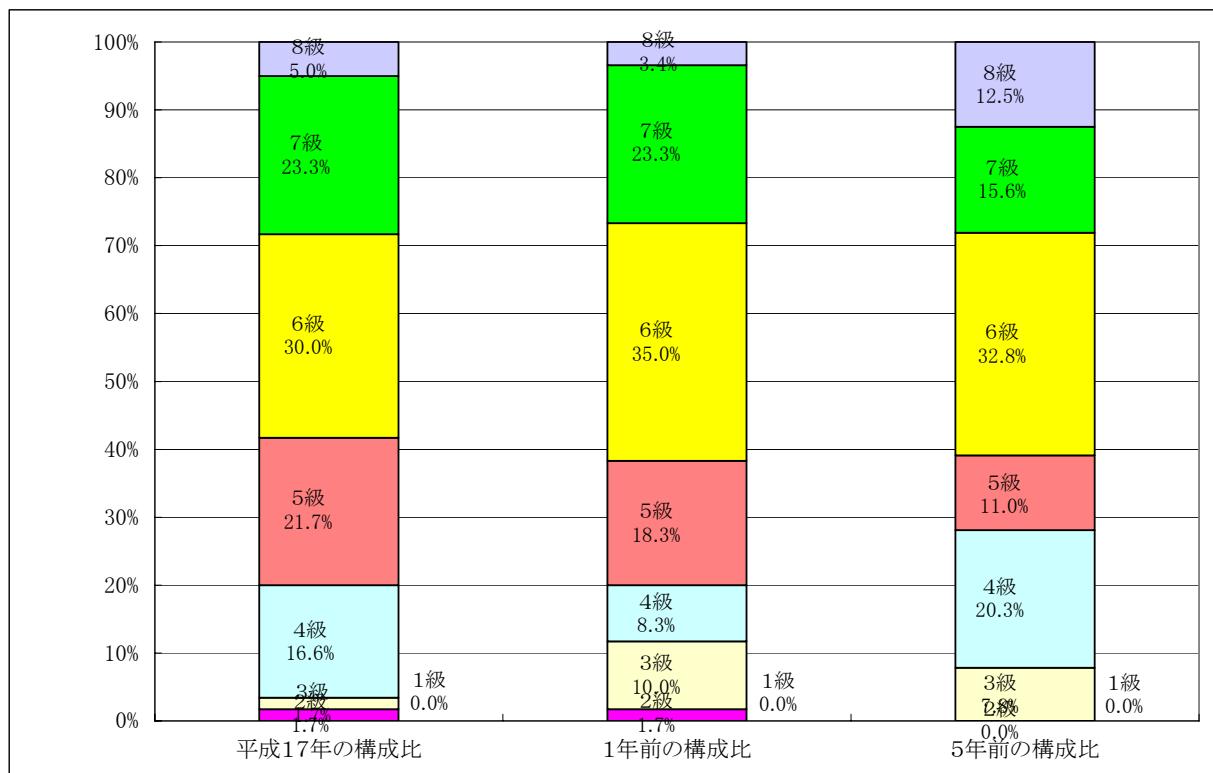
区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	—	368,300円
	高校卒	255,900円	357,800円
技能労務職	高校卒	—	—
	中学卒	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 (17年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	吏員及び吏員以外の職務	人	%
2級	吏員及び吏員以外の職務	1	1.7%
3級	相当困難な知識と経験を必要とする 吏員及び吏員以外の職務 主任の職務	1	1.7%
4級	主査及び主任の職務	10	16.6%
5級	相当困難な知識と経験を必要とする 主査及び主任の職務 総括主査の職務	13	21.7%
6級	総括主査及び特に困難な知識と経験 を必要とする主査並びに主任の職務 主幹の職務	18	30.0%
7級	総括主幹及び特に困難な知識と経験 を必要とする主幹の職務 課長等の職務	14	23.3%
8級	総括課長及び相当困難な知識と経験 を必要とする課長等の職務	3	5.0%

(注) 1 中頓別町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給期間短縮の状況

区分		全職種
16年度	職員数 A	0人
	普通昇給期間（12～24月）を 短縮して昇給した職員数 B	0人
	比率 B/A	0%

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

中頓別町	国
1人当たり平均支給額（16年度） 1,716千円	—
(16年度支給割合) 期末手当 3月分 (1.6)月分	(16年度支給割合) 勤勉手当 1.4月分 (0.7)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 2.5～7.5%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当（17年4月1日現在）

中頓別町	国
(支給率) 勤続20年 21.0月分 勤続25年 33.75月分 勤続35年 47.5月分 最高限度額 58.75月分 その他の加算措置 国と同様 (退職時特別昇給 なし) 1人当たり平均支給額 10,202千円	(支給率) 勤続20年 21.0月分 勤続25年 33.75月分 勤続35年 47.5月分 最高限度額 58.75月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例 措置（2%～20%加算）

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 調整手当（17年4月1日現在）

該当なし

(4) 特殊勤務手当（17年4月1日現在）

支給実績（16年度決算）	11,546千円
支給職員1人当たり平均支給年額（16年度決算）	769,727円
職員全体に占める手当支給職員の割合（16年度）	68.2%
手当の種類（手当数）	3種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
伝染病予防救治作業手当	保健福祉、病院	伝染病予防救治作業	日額300円
医務手当	医師	診断	月額500,000円以内
夜間看護手当	看護師、准看護師	夜間看護	1回6,800円

(注) 実績は国民健康保険病院のみである。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（16年度決算）	21,727千円
職員1人当たり平均支給年額（16年度決算）	228千円
支給実績（15年度決算）	30,579千円
職員1人当たり平均支給年額（15年度決算）	291千円

(6) その他の手当（17年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（16年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（16年度決算）
扶養手当	配偶者 13,500円 扶養家族 2人目まで 6,000円 3人目以降 5,000円	同		13,897千円	219,600円
住居手当	自己所有 10,000円 (10年間) 4,000円 (11年目以降) 借家・借間 最高27,000円 (12,000円を超える家賃が対象)	異	自己所有 2,500円	6,222千円	98,400円
通勤手当	自家用車使用 最高24,500円 交通機関利用 最高50,000円 (いずれも通勤距離が2キロ以上)	同		3,096千円	61,200円
管理職手当	課長職 10,000円 主幹職 7,500円	異		6,961千円	109,200円
単身赴任手当	通勤距離60キロ未満の場合で通勤方法・時間・交通機関の状況などから通勤が困難な場合	異	100キロ～300キロ：4,000円等	0千円	0円
宿日直手当	一回4,200円	同		5,422千円	141,600円
寒冷地手当	11月～3月の期間 扶養親族のあり職員 月額26,380円 その他の世帯主 月額14,580円 その他職員 月額10,340円	同		18,316千円	176,500円

5 特別職の報酬等の状況（17年4月1日現在）

区分		給料月額等	
給料	町長助役	730,000円 595,000円	(参考)類似団体における最高／最低額 825,000円／340,000円 665,000円／346,000円
報酬	議長副議長議員	247,000円 201,000円 179,000円	315,000円／149,000円 251,000円／120,000円 230,000円／103,000円
期末手当	町長助役	(17年度支給割合) 2.75月分	
退職手当	議長副議長議員	(17年度支給割合) 1.1月分	
退職手当	町長助役	(算定方式) 退職日給料月額×483/100×110/100 退職日給料月額×305/100×110/100	(支給時期) 任期満了時 任期満了時

6 職員数の状況

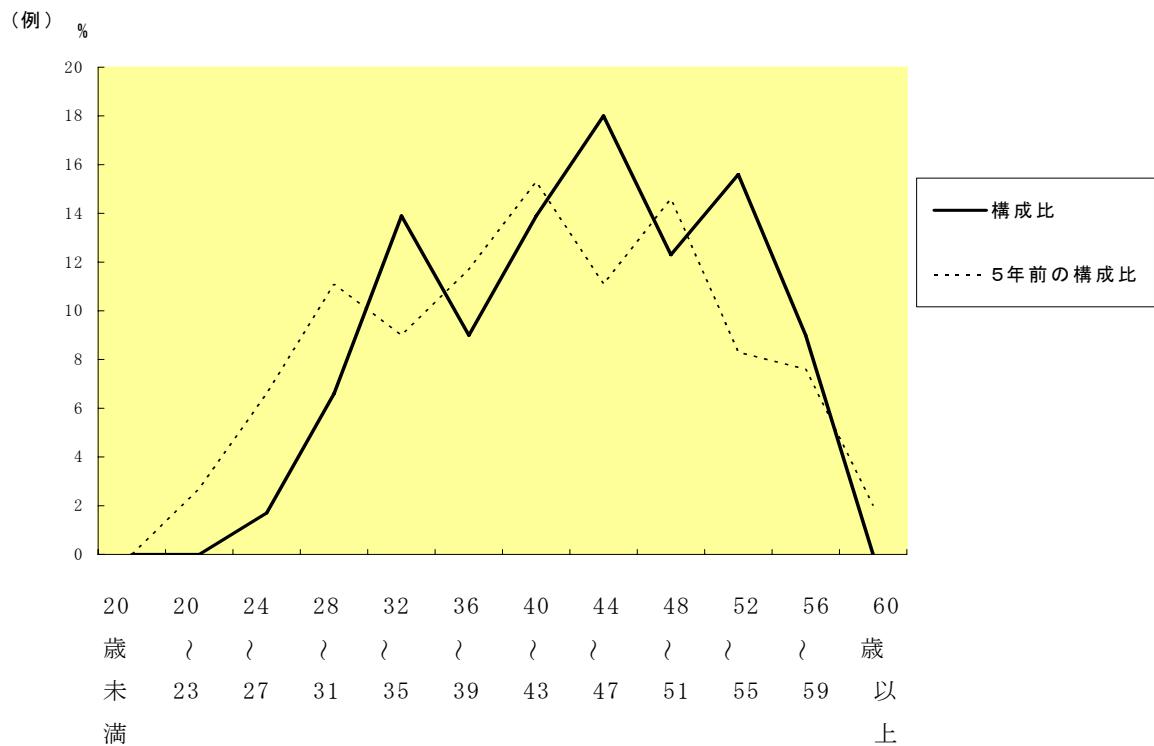
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
部門		平成17年	平成16年		
一般行政部門	議会	2	2	▲1	いずれも退職者不補充による
	総務	19	20		
	税務	2	3		
	民生	36	37		
	衛生	7	7		
	農林水産	10	10		
	商工	2	2		
	土木	8	8		
小計		86	89	▲3	[参考：類似団体の職員数 54人]
特別行政部門	教育委員会	10	11	▲1	
	小計	10	11	▲1	[参考：類似団体の職員数 11人]
公営企業計等部門	病院	23	23	▲1	退職者不補充による
	水道	2	3		
	下水道	1	1		
その他		1	1		
小計		27	28	▲1	
合計		123	128	▲5	
		[145]	[145]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。(教育委員会には教育長を含む)

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (17年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳以上	計
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	23歳	27歳	27歳	31歳	35歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	123

(注) 職員数は一般行政部門、特別行政部門、公営企業等会計部門の合計職員数である。

(3) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

① 定員適正化目標 (数・率)

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
平成8年4月1日	平成19年3月31日	一般行政部門において89名

(注) 計画は一般行政部門である。

② 平成22年4月1日現在における定員の数値目標

一般行政部門において 77名 (参考～平成17年4月1日現在 86名)
--

③ 定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	平成7年	平成8年		平成17年	平成8年～平 成17年 計	(参考) 数値目標
		計画前年	1年目				
一般行政 部門	減 員		6		4	35	
	増 員		2		1	6	
	差 引		4		3	29 (103.5%)	26
	職員数	115	111		86		89

(注) 1 計画期間は、8年～18年の11年間である。

2 (%) 内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

(参考)

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	平成7年	平成8年		平成17年	平成8年～ 平成17年 計	(参考) 数値目標
		計画前年	1年目				
特別行政 部門	減 員		1		1	15	
	増 員					1	
	差 引		1		1	14	
	職員数	23	22		9		
公営企業 等 会 計	減 員				5	34	
	増 員				4	16	
	差 引				1	18	
	職員数	45	45		27		
計	減 員		7		10	84	
	増 員		2		5	23	
	差 引		5		5	61	
	職員数	183	178		122		

(注) 職員数計には教育長は含まない。